

平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会社名 浜井産業株式会社

代表者名 代表取締役社長 武藤 公明

(コード: 6131、東証第二部)

問合せ先 常務取締役管理担当 山畑 喜義

(TEL. 03 - 3491 - 0131)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第92回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に、株式併合(以下「本株式併合」といいます。)及び単元株式数の変更等に関する定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 株式併合

## (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、本株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

# (2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成30年10月1日(月)をもって、平成30年9月30日(日)

(実質的には平成30年9月28日(金))の最終の株主名簿に 記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合

いたします。

#### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	34,624,000株
株式併合により減少する株式数	31, 161, 600株
株式併合後の発行済株式総数	3,462,400株

#### ④効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株 式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様180名(その所有株式数の合計は318株)が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。平成30年3月31日現在の株主構成の割合

	株主数 (割合)		所有株式数 (割合)	
総株主	5,043名	(100.0%)	34,624,000株	(100.0%)
10株未満所有株主	180名	(3.6%)	318株	(0.0009%)
10株以上所有株主	4,863名	(96.4%)	34,623,682株	(99. 9991%)

## (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## (5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合に伴い、効力発生日(平成30年10月1日)をもって、下記のとおり、発行可能株式総数が変動いたします。

効力発生日前の発行可能株式総数	効力発生日(平成30年10月1日)における
	発行可能株式総数
80,000,000株	8,000,000株

## (6) 株式併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案及び下記「3. 定款の一部変更」に係る議案が 原案通り承認可決されることを条件といたします。

# 2. 単元株式数の変更

#### (1)変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に 対応するためです。

# (2)変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### (3)変更の条件

本総会において、本株式併合に係る議案及び下記「3. 定款の一部変更」に係る議案が 原案通り承認可決されることを条件といたします。

#### 3. 定款の一部変更

### (1) 定款の一部変更の理由

上記「1.株式併合」及び「2.単元株式数の変更」に伴い、現行定款第6条(発行可能株式総数)及び現行定款第8条(単元株式数)を変更するものです。なお、これらの変

更につきましては、平成30年10月1日(本株式併合の効力発生日と同日)をもって効力を 生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものといたします。

# (2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、本定款の一部変更は、本総会において本株式併合に係る議案及び定款の一部変更 に係る議案が原案通り承認可決されることを条件として効力が発生するものといたします。

# 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案		
第2章 株式	第2章 株式		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、		
8,000万株とする。	800万株とする。		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第8条 当会社の単元株式数は、1,000株	第8条 当会社の単元株式数は、100株と		
とする。	する。		
附則	附則		
(新設)	(定款一部変更の効力発生日)		
	3. 第6条及び第8条の変更は、平成30年		
	10月1日をもってその効力が発生するも		
	<u>のとする。</u>		
	なお、本項は、かかる効力発生の時をもっ		
	てこれを削除する。		

#### 4. 日程

取締役会決議日	平成30年5月15日	(火)
定時株主総会開催日	平成30年6月28日	(木)
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日	(月)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成30年10月1日	(月)
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日	(月)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映される日は平成30年9月26日です。

以上

# (ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

- Q1. 株式併合とはどのようなことですか。
- A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。
- Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
- A2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位 となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株 に変更いたします。
- Q3. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。
- A3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するとともに、各株主様の議決権の数が減少することがないよう、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。
- Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

### A4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成30年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします(具体的なスケジュールはQ10のとおりです。)

# 【議決権について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更(1,000株から100株への変更)を行うため、各株主様の議決権数は具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	5,000株	5個	500株	5個	なし
例2	1,033株	1個	103株	1個	0.3株
例3	500株	なし	50株	なし	なし
例4	109株	なし	10株	なし	0.9株
例5	2株	なし	なし	なし	0.2株

- ・株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記例2、4、5のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数株式が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の代金は、平成30年12月下旬頃にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様(上記例5のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなりますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

- Q5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。
- A5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の結果、株主様がご所有の株式数は、併合前の10分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。
- Q6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。
- A 6. ご所有株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましてはQ4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。
- Q7. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。
- A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買増し又は単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座をお持ちでない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q8. 株式併合により単元未満株式が生じますが、併合後でも買増し又は買取りの請求をすることはできますか。
- A8. 株式併合後でも、単元未満株式の買増制度及び単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は後記株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q9. 今回の単元株式数の変更と株式併合に際して、株主は何か手続きが必要ですか。
- A9. 特段のお手続きは不要です。
- Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。
- A10. 単元株式数の変更と株式併合に関する主なスケジュール(予定)は以下のとおりです。

平成30年6月28日 第92回定時株主総会

平成30年9月26日 東京証券取引所における当社株式の売買単位が100株に変更

平成30年10月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成30年11月中旬 株主様へ株式併合割当ご通知発送

平成30年12月下旬 端数処分代金の支払開始

※本スケジュールは、平成30年6月28日開催予定の第92回定時株主総会において株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを前提としております。

## 【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 連絡先

みずほ信託銀行株式会社 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 9時~17時

以上